

和歌山市環境教育における体験の機会の場の認定に関する事務の取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下省令という。）に定める事項のほか、市長が法第20条第1項の規定に基づく体験の機会の場の認定を行うために必要な事務手続きを定める。

(申請)

第2条 体験の機会の場の認定の申請をしようとする者は、省令様式第7による申請書を作成し、別表に掲げる書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

(認定)

第3条 市長は、前条の申請書を受理した際は、和歌山市教育委員会と協議の上、法及び省令に掲げる認定の基準に該当すると認めるときは、体験の機会の場として認定する。ただし、申請者（役員又はその支店、営業所等を代表する者を含む。）が和歌山市暴力団排除条例（平成23年和歌山市条例第28号）第2条第1号から第3号に該当する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の認定の審査のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は現地調査の協力を依頼することができる。
- 3 市長は、第1項の認定をした場合は、別記第9号様式により申請者に通知する。
- 4 市長は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が法第20条及び省令第8条に掲げる要件及び基準に適合しないと認める場合は、その理由を示して、その旨を別記第10号様式により申請者に通知する。

(有効期間)

第4条 認定の有効期間は、その内容に応じ5年を超えない範囲で市長が定める。

(変更及び廃止)

- 第5条 認定を受けた者は、法第20条第3項に掲げる事項を変更したときは、省令様式第8による届出書に、申請時に添付した書類のうち変更に関する書類を添付して、当該変更のあった日から30日以内に市長に届け出なければならない。
- 2 認定を受けた者は、体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、省令様式第9による届出書を、提供を行わなくなった日から30日以内に市長に届け出なければならない。

(更新)

第6条 法第20条の2第2項の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了する日の30日前までに、省令様式第10による申請書を市長に提出しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の更新に係る認定について準用する。

(報告)

第7条 法第20条の4第1項に規定する報告に関する事項は、別記第11号様式のとおりとし、毎年度5月31日まで(認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときは当該日より30日以内。)に市長に報告するものとする。ただし、事業が年度を越えて行われる場合等、年度ごとの実施の状況及び収支決算の報告が困難であると認められるときは、当該事業終了後30日以内に報告するものとする。

(助言)

第8条 市長は、認定を受けた者に対し、認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言をすることができる。

(認定の取消し)

第9条 市長は、法第20条の6第1項の規定する取消しをしたときは、その理由を示して、別記第12号様式により通知する。

(その他)

第10条 この要領によるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 3年 1月20日から施行する。

別表 認定申請書の添付書類

添付書類	詳細
(1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ (個人の場合) 住民票の写し (原本) (発行日から6か月以内のもの)
(2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款又は寄附行為 (原本に相違ないことの代表者印を押印したものに限る。) ・ 登記事項証明書 (発行日から6か月以内のもの) ・ (法人格を持たない任意の団体の場合) 団体に関する基本的な事項が記載されており、次に掲げる事項を含むもの <ul style="list-style-type: none"> 団体名 団体の連絡先 (電話番号、住所等) 代表者の氏名及び住所等 団体の目的 団体が実施している事業や活動等の概要 役員がいる場合は、役員に関する事項 当該書類の策定日、改訂日等
(3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面 (認定の取消し日から2年を経過しない者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠格条項に該当しない旨の説明書 (別記第1号様式)
(4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の実績を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直前の事業年度の事業実績報告書 (別記第2号様式)
(5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 (別記第3号様式) ・ 収支予算書 (別記第4号様式)
(6) 認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置 (当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。) について記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保措置に関する申出書 (別記第5号様式) ・ 安全管理に係る計画・マニュアル等を作成している場合は、その写し等 ・ その他、安全確保措置に関する申出書に記載の各項目の内容がわかる書面の写し
(7) 認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務経験者の確保状況及び事業実施体制 (別記第6号様式)

<p>(8) 認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（別記第3号様式）に記載すること
<p>(9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地図（著作権のあるものをコピーして提出する場合は、許可が必要になることに留意すること。） ・登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの） ・申請者が土地又は建物の所有者でない場合は、登記事項証明書に代えて、賃借権や使用貸借権等を証明する書類
<p>(10) 認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施者の同意書（別記第7号様式） ※申請者が体験の機会の中で事業を実施しておらず、土地又は建物の所有者である場合のみ必要
<p>(11) その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除条例の遵守に関する誓約書（別記第8号様式）